

行政収集の見直しについて（たたき台）

1 収集頻度の変更

資源物（その他プラスチック容器包装除く）について、下記の表のとおり収集を隔週化（第1・3週又は第2・4週の毎月2回）する。

		現行	変更後
燃やすごみ		毎週2回	毎週2回
燃やさないごみ		毎月2回	毎月2回
資源物	びん、缶	毎週1回	毎月2回
	有害ごみ		
	古紙、古着		
	ペットボトル		
その他プラ容器包装			毎週1回

2 収集品目の細分化

これまで資源物（ペットボトル・その他プラ除く）は、同日に回収していたが、「びん・缶・有害」、「新聞・ダンボール」、「雑誌・雑紙」の3つに細分化し、それぞれ別の日程で回収する。

3 地区割りの細分化

これまで市内を8地区に分けていたが、各地区の世帯数と収集事業者の曜日ごとの収集労務量を平準化するため、10地区に変更する。